

平成20年度第3回 愛知県都市計画審議会

と き 平成21年2月16日(月)午後1時01分

ところ 愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局(都市計画課課長補佐 安達正人)】 お待たせいたしました。ただいまから平成20年度第3回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

最初に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面をご覧ください。既にお読みいただいていることと思いますが、簡単に注意事項を申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴して下さるようお願いいたします。

携帯電話は、電源を切って、鞆などにしまってください。

録画、録音等は禁止されております。

そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はおやめください。

以上、注意事項を遵守して傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長(名城大学教授 松井 寛)】 会長を務めさせていただいております松井でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから平成20年度第3回愛知県都市計画審議会を開催させていただきます。今年度最後の審議会となりますので、何分ご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【事務局(都市計画課課長補佐 安達正人)】 ありがとうございます。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

学識経験者として引き続き委員をお願いしました名古屋経営短期大学教授の志水暎子委員でございます。

【委員(名古屋経営短期大学教授 志水暎子)】 志水です。

【事務局(都市計画課課長補佐 安達正人)】 市町村の議会の議長を代表する者として委員をお願いしました津島市議会議長の東国伸委員でございますが、本日は欠席でございます。

また、関係行政機関の職員として委員をお願いしております方々のうち、東海農政局長が異動されました。

以上でございます。

なお、本日の上程議案のうち、第1号議案は区域区分の案件であり、区域区分に関する臨時委員の方々にもご審議いただくため、本日もご出席をお願いしておりますので、ご紹介いたします。

愛知県農業協同組合中央会会長の倉内巖委員でございます。

【臨時委員（愛知県農業協同組合中央会会長 倉内 巖）】 よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 愛知県農業会議副会長の平野重良委員でございます。

【臨時委員（愛知県農業会議副会長 平野重良）】 平野です。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の伊藤明委員でございます。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 伊藤 明）】 伊藤でございます。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 なお、本日の会議は、2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

ここで、資料の訂正についてご案内いたします。

黄色の表紙のついております第7号議案に係る資料につきまして、資料1 4の12ページでございますが、本日別にお配りしたものと差しかえていただきますようお願いいたします。

さて、会議に入らせていただきます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

審議会運営規程第8条の規定に基づき、議事録署名者として、山田健太郎委員、大見正委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、区域区分に関する議案をはじめ7議案の審議と都市計画の見直しについての報告を予定しております。

区域区分に関する臨時委員の方々にもご出席をいただいておりますので、議案審議に先立ち県当局から報告していただきます。

それでは、都市計画の見直しについて報告をお願いいたします。

【都市計画課長 宇納保夫】 都市計画課長の宇納でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付されました資料につきましては、委員お二人につき1台用意いたしましたモニターにも適宜表示いたしますので、そちらもあわせてご覧ください。

初めに、少しお時間をいただきまして、本県が現在進めております都市計画の見直しについてご報告を申し上げます。本県が平成22年を目標に進めております都市計画区域の再編をはじめとする都市計画の見直しにつきましては、これまで当審議会に随時報告させていただいております。本日は、この見直しのうち、新たな都市計画区域の指定などについてご説明させていただきます。

初めに、都市計画区域につきましては、日常生活圏の広域化などの社会経済情勢の変化に対応するため、これまでの20区域を6区域に再編することとしております。再編後の新しい都市計画区域の名称については、都市計画区域を構成する市町村の意向などを確認した上で、それぞれ尾張、名古屋、知多、豊田、西三河、東三河といたしました。今後は、この名称により都市計画の変更案を作成してまいります。

次に、都市計画区域、準都市計画区域の新たな指定についてご説明させていただきます。

現在、都市計画区域が指定されていない地域について、将来の土地利用の動向などを踏まえ、新たに都市計画区域あるいは準都市計画区域を指定して、土地利用の規制、誘導を図る必要があるかどうか、地域の実情を考慮しながら検討を進めてまいりました。

その結果、岡崎市額田地域と新城市鳳来地域につきましては、新東名高速道路のインターチェンジ開設に伴い開発に対する圧力の上昇が予想されることから、周辺地域への影響を考慮し、都市計画区域あるいは準都市計画区域を指定していく必要があると判断いたしました。

まず、岡崎市額田地域につきましては、現在、岡崎市が策定している市町村マスタープランにおいて、インターチェンジ開設に伴う無秩序な開発を防止し、開発を適正に誘導するため、仮称でございますが、額田インターチェンジを中心におおむね5kmの圏内を都市計画区域に編入して、周辺の環境と調和した都市的土地利用を段階的に誘導するとの方針が示されております。この方針を受け、県といたしましては、近年の人口の増減、建築物

の新設状況、開発許可の動向などとともに、インターチェンジからの道路の連続性や地形的な条件を総合的に評価して、図面のオレンジ色に示す区域を（仮称）西三河都市計画区域に編入することとし、今後、関係機関との調整を図ってまいります。

次に、新城市鳳来地区につきましては、平成20年9月に新城市が公表いたしました市町村マスタープランにおいて、鳳来地域のうち長篠地区について、（仮称）新城インターチェンジの開設に伴い産業関連施設などの立地が進み、生活環境や自然環境へ影響を及ぼすおそれがあるため、準都市計画区域に指定し、あわせて特定用途制限地域を定めて、秩序ある土地利用を誘導するとの方針が示されました。

この方針を受け、県といたしましては、図面の緑色に示す区域、長篠地区及び長篠地区と一体の集落を形成している富栄地区の一部を準都市計画区域に指定することとし、今後、関係機関との調整を図ってまいります。

ここで、準都市計画区域について制度の概要を説明させていただきます。

準都市計画区域とは、市街地の積極的な整備や開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用の規制や環境の保全措置を行わない場合、将来の市街地整備や生活環境の保全に支障が生じるおそれがある一定の区域を都道府県が指定するものです。

都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるなどして土地利用の規制・誘導を行うとともに、道路、公園などの都市施設や土地区画整理事業などの市街地開発事業により市街地の整備を進めます。

これに対して準都市計画区域では、必要な範囲に限って土地利用の規制を行い、建築物の用途の混在や無秩序な開発を防止するものであります。準都市計画区域が指定されますと、建ぺい率や容積率などの制限が加わることにより防災機能などが向上し、安全で住みやすいまちになることが期待されます。また、開発行為や大規模集客施設の立地に制限が加わり、無秩序な開発を防止することが可能となります。

最後に、都市計画区域、準都市計画区域の指定の手続きでございますが、県が原案を作成し、関係機関の意見を聴取した後に当審議会でご意見を伺い、都市計画区域については国土交通大臣の同意を得た上で県が公告することとなっております。

以上で都市計画の見直しに関するご報告を終わらせていただきます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見もご質問もないようですので、これで県当局からの報告を終わります。

続きまして、審議議案に入らせていただきます。

本日ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「豊橋渥美都市計画区域区分の変更について」から第7号議案「衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の事業計画に関する意見書について」の7議案でございます。

それでは、第1号議案「豊橋渥美都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。
県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 宇納保夫】 第1号議案「豊橋渥美都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。

議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から3でございます。

今回、市街化区域に編入しようとする地区は、田原市の赤羽根地区でございます。

図面番号1の総括図をご覧ください。

図面下方、東西に走る青色実線で示しておりますのが国道42号、図面中央右下に橙色の丸で示しておりますのが田原市赤羽根支所でございます。

田原赤羽根地区は、この田原市赤羽根支所から西へ約1.5kmに位置し、赤色の実線で区域取りしております面積約3haの地区でございます。

田原市は、平成15年8月20日に旧田原町と旧赤羽根町との合併により誕生し、平成17年10月1日に旧渥美町とも合併したことにより、渥美半島が1つとなった新たな田原市が誕生いたしました。

田原赤羽根地区は、平成19年3月に策定されました田原市総合計画において、「地域特性・必要に考慮した新市街地整備を行い、都市機能の分担・補完性の向上を図る地区」として位置づけられております。今回、この地区において土地区画整理事業を実施することが確実となりましたので、市街化区域に編入を行おうとするものでございます。

次に、図面番号2の計画図をご覧ください。

赤色の実線で囲まれた区域が、今回、市街化区域に編入する区域でございます。なお、青色の実線で囲まれた区域は、今回の区域区分の変更と同時に田原市が都市計画決定する田原赤羽根土地区画整理事業の事業区域を示したものでございます。

次に、図面番号3の参考図をご覧ください。

この図面は、田原赤羽根地区の用途地域を示したものでございます。本地区は、本案件

にあわせて田原市が用途地域の都市計画を決定する予定でございます。土地区画整理事業による面的な整備に備え、無秩序な開発を抑制するため、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%を定めようとするものでございます。

なお、本案件につきましては、平成20年11月11日から11月25日まで公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、田原市に意見照会いたしましたところ、異存がない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第1号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

区域区分の案件が終了いたしましたので、ここで臨時委員の方々にはご退席をいただきます。ご協力どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 続きまして、第2号議案「岡崎都市計画用途地域の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 宇納保夫】 第2号議案「岡崎都市計画用途地域の変更」についてご説明いたします。

議案書は7ページから10ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号4から7でございます。

今回、用途地域を変更しようとする地区は、岡崎市の菟川南部地区でございます。

図面番号4の総括図をご覧ください。

図面左上から右下へ走る青色実線で示しておりますのが国道1号、黒色破線で示しておりますのが名鉄名古屋本線でございます。岡崎菟川南部地区は、図面中央に黒色の丸で示しております名鉄美合駅から南東に約1kmに位置し、赤色実線で区域取りしております面

積約11haの地区でございます。

次に、図面番号5の計画図をご覧ください。

赤色の実線で囲まれた区域が、今回、用途地域を変更する区域でございます。水色の実線で囲まれた区域は、岡崎蓑川南部土地区画整理事業の区域を示したものでございます。

岡崎蓑川南部地区は、岡崎市都市計画マスタープランの地域別構想のまちづくり方針図において、中高層住宅地及び一般住宅地に位置づけられており、土地区画整理事業の進捗に伴いまして、中高層住宅地に位置づけられた当地区の効率的な宅地利用を図るために容積率を200%に変更しようとするものでございます。これは、岡崎市の土地区画整理事業が施行された第一種中高層住居専用地域の他地区と同様でございます。

次に、図面番号6の参考図1をご覧ください。

この参考図は、左側に変更前を、右側に変更後を示し、用途地域の変更前後の対照を示したものでございます。

赤色の実線で区域取りしております部分が、今回、用途地域を変更しようとする区域でございます。第一種中高層住居専用地域の容積率を150%から200%に変更いたします。また、用途地域の境界となっている道路の線形が変更される部分については、それにあわせて用途地域を変更いたします。

次に、図面番号7の参考図2をご覧ください。この参考図は、図面番号6の図面を拡大したものでございます。

番号1の区域につきましては、第一種中高層住居専用地域の容積率を150%から200%に変更するものでございます。番号2、3の区域につきましては、用途地域の境界となっております道路の線形が土地区画整理事業により変更されることに伴い、番号2の区域は第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ、番号3の区域は第一種住居地域から第一種中高層住居専用地域へ変更するものでございます。

本案件につきまして、平成20年11月11日から11月25日まで公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、岡崎市に意見照会いたしましたところ、異存がない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決させていただきます。

第2号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「尾張西部都市計画道路の変更について」を上程いたします。
県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 宇納保夫】 それでは、第3号議案の「尾張西部都市計画道路の変更」についてご説明させていただきます。

この変更に関する議案書は11ページから14ページ、議案概要説明書は3ページから4ページ、図面は図面番号8から13でございます。

変更内容は、一宮市の都市計画道路の見直しに関するものでございます。

図面番号8の総括図をご覧ください。

この図は、今回変更いたします都市計画道路の位置を示す一宮市の都市計画図でございます。図面北から南に向かう黒色の破線がJR東海道本線と名鉄名古屋本線でございます。

また、図面西から東に向かう紫色の実線が名神高速道路、図面北から南に向かう紫色の実線が東海北陸自動車道でございます。さらに、橙色の丸印で示しておりますのが一宮市の市役所、尾西支所及び木曾川支所でございます。

今回ご審議いただく路線は赤色の実線で示しており、図面中央、東西方向の濃尾大橋線、北西から図面中央に向かう奥末広線、図面北側、西から東方向の光明寺二ツ屋線、南から東方向の北尾張中央道、そして、図面南、東西方向の萩原多気線の5路線でございます。そのうち、赤色の丸印で示した6カ所が今回変更しようとする箇所でございます。

図面番号9の計画図1と図面番号10の計画図2をご覧ください。

一宮市決定の木曾川馬引線の見直しに伴う濃尾大橋線、奥末広線、北尾張中央道の変更箇所を示した計画図でございます。

木曾川馬引線は、地区幹線道路として昭和37年に決定されましたが、まだ整備されていない路線でございます。現在、木曾川馬引線の起街道線と南通線との計画区間に並行して、東海北陸自動車道の側道である県道萩原三条北方線が既に整備されております。この県道萩原三条北方線は、当初、木曾川馬引線に求められていた道路機能を十分に代替できる路線であり、木曾川馬引線の当該区間を廃止した場合でも、将来的にもこの周辺地区におけ

る円滑な交通処理が可能であると考えられます。このため、当該区間を廃止する手続が現在、一宮市において進められております。

計画図1に示しておりますように、木曽川馬引線を廃止することにより交差計画がなくなることから、濃尾大橋線の計画書に記載されている平面交差箇所数を25カ所から24カ所に変更するものでございます。

次に、計画図2に示しますように、木曽川馬引線と交差する計画である奥末広線及び北尾張中央道の交差点部は、右折帯の設置を考慮した幅員で決定されています。木曽川馬引線を廃止することにより右折帯が必要なくなることから、その幅員を奥末広線については16.75mから12mに、北尾張中央道については25mから23mに変更いたします。また、木曽川馬引線との交差計画がなくなることから、計画書に記載されている平面交差箇所数を奥末広線については13カ所から12カ所に、北尾張中央道については14カ所から13カ所に変更するものでございます。

次に、図面番号11の計画図3をご覧ください。

奥末広線の変更箇所を示した計画図でございます。

奥末広線の赤色の丸印で示しております国道155号から起街道線までの区間は、決定当初、駅前に集中する交通を処理するために4車線で決定したものです。一宮市では、中心市街地の整備改善を図るため、当該路線の東側に隣接している稲荷公園との一体的利用や歩道空間の充実を目指し、歩道拡幅や自転車道設置等の再整備を計画しております。また、当該区間は、将来的にも2車線での交通処理が可能であることから、車線数を4車線から2車線に変更し、この再整備計画との整合を図った道路計画とするものでございます。

図面番号12の計画図4をご覧ください。

一宮市決定の今伊勢北方線の見直しに伴う光明寺二ツ屋線の変更箇所を示した計画図でございます。

今伊勢北方線は、地区幹線道路として昭和37年に決定されましたが、まだ整備されていない路線でございます。今伊勢北方線の国道22号と光明寺二ツ屋線との間の沿線には公共施設や商業施設などもなく、今伊勢北方線の当該区間を廃止した場合でも、将来的にも周辺地区における円滑な交通処理が可能であると考えられます。このため、当該区間を廃止する手続が現在、一宮市において進められております。

計画図4に示しておりますように、今伊勢北方線を廃止することによって交差計画がなくなることから、光明寺二ツ屋線の計画書に記載されている平面交差箇所数を11カ所から

10カ所に変更しようとするものでございます。

図面番号13の計画図5をご覧ください。

萩原多気線の変更箇所を示した計画図でございます。

萩原多気線の奥西御堂線との交差点部の幅員は、決定当時の道路構造令の運用上から1.75m幅の中央帯を設けた計画幅員16.75mとしておりました。現行の道路構造令の運用上は、2車線道路の交差点部に中央帯を設けるという考え方は少なく、現在既に幅員15mで右折帯及び歩道が整備されております。この交差点部の幅員は現行の道路構造令の基準を満足するものであり、将来的にも円滑な交通処理が可能と考えられるため、幅員を16.75mから15mに変更するものでございます。

なお、今回、都市計画変更するに当たりまして、平成20年11月4日から11月18日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、一宮市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第3号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第4号議案「名古屋都市計画下水道の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【下水道課長 小島哲朗】 下水道課長の小島と申します。

第4号議案「名古屋都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。

議案書は16ページから18ページ、議案概要説明書は5ページをご覧ください。図面番号は14番から15番でございます。

新川東部流域下水道につきましては、平成12年11月に都市計画決定を行い、平成20年3月に一部供用開始を行っております。新川西部流域下水道につきましては、平成18年2月に都市計画決定を行い、早期供用に向けて鋭意整備を進めているところでございます。

今回の変更につきましては、新川東部流域下水道及び新川西部流域下水道をあわせ、新川流域下水道とするものであります。また、あわせて管渠のルートの変更と都市計画上の表示の変更を行うものでございまして、順次変更概要を説明いたします。

それでは、図面番号14番の総括図をご覧いただきたいと思います。

これは、新川東部流域下水道計画及び新川西部流域下水道計画の全体を示しております。緑色で示した部分が新川東部流域下水道、青色で示した部分が新川西部流域下水道をあらわしております。

地理的、歴史的に関連の深い地域にある2つの流域下水道の面整備に係る下水道管渠や処理場施設などの効率的な運用を図るため、新川東部流域下水道及び新川西部流域下水道をあわせ、茶色で示した部分の新川流域下水道とするものであります。

次に、図面番号15番の計画図をご覧ください。また、モニターに説明用参考図を写しますので、ご覧いただきたいと思います。

これは、清須市内の新川西部浄化センターの図面でございます。新川西部浄化センターの放流幹線と、隣接する清須市が施工いたしますところの雨水排除のための芳野ポンプ場の排水口は、一体とすることが河川の堤体にとっても安全かつ合理的であることから、当初計画では黄色のルートで計画をしておりました。今回、平成19年度に実施されました芳野ポンプ場の設計にあわせまして、新川西部浄化センターの放流幹線を赤色のルートに変更するものでございます。

次に、図面番号14番の総括図を再度ご覧いただきたいと思います。

都市計画事務の効率化を図るため、平成17年度から下水道管渠の都市計画については、下水排除面積が1,000ha以上を受け持つ管渠を都市計画に定めることとしており、西春北部幹線、師勝中央幹線、師勝東部幹線、豊山中央幹線及び西春中央幹線の一部の黄色で表示しております部分につきましては、排除面積が1,000ha未満でありますので、計画書の表示から削除するものであります。これは、表示のみの削除でございまして、事業を削除するものではありません。

なお、青色で囲みました新川西部流域下水道につきましては、平成17年度の当初都市計画決定のときにこの考えに基づき1,000ha以上を受け持つ管渠でございます新川西部中央幹線の一部のみ都市計画決定して、対応済みでございます。

本案につきましては、平成20年11月11日から11月25日の間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はなく、関係市町から異存のない旨回答をいただいております。よろ

しくご審議をお願いします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問もないようですので、採決させていただきます。

第4号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第5号議案「東海市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【知多建設事務所建築住宅課長 石川松雄】 知多建設事務所建築住宅課長の石川でございます。

第5号議案「東海市における特殊建築物の敷地の位置」について説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は20ページから21ページ、議案概要説明書は6ページをご覧ください。

申請者は、株式会社伊藤商店代表取締役、伊藤章。名称は、（仮称）伊藤商店 再生骨材プラント。敷地の位置は、東海市加木屋町社山16-18ほか3筆で、敷地面積は4,263.47㎡でございます。施設は、機器上屋、事務所、便所の3棟で、延べ面積の合計は1,437.36㎡です。なお、機器上屋は、配送センターとして使用されていた既設の建物を利用するものでございます。

なお、処理能力は1日当たり640tのがれき類の破碎施設を計画しております。

申請者は、平成15年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けて、東海市内において産業廃棄物の処理業を行っております。

今回、事業内容の拡大を図ることから、申請地において産業廃棄物処理施設としてのがれき類の破碎施設を計画し、許可を申請するものでございます。

次に、図面番号16の総括図をご覧ください。

図面中央左の建設地と示された部分が敷地の位置であります。

当該敷地は、東海市の南部に位置し、名鉄河和線南加木屋駅から西に約1kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号17の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分であり、その周辺南側、西側は田、北側、東側は申請者の砂利採取場及び中間処理施設を挟み山林となっております。

次に、図面番号18の計画図をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分が建築物でございます。敷地への出入りは、西側の幅員約19mの市道柿畑中ノ池線を予定しており、図面では黒い三角形で示してございます。敷地の外周には、図面緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音振動などにつきましては、すべて環境保全目標をクリアし、愛知県知多県民センター環境保全課と協議済みでございます。

また、関係市である東海市長から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問はないようですので、採決させていただきます。

第5号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第6号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

豊田市の説明を求めます。

【豊田市都市整備部建築相談課長 花井勝巳】 豊田市都市整備部建築相談課長の花井でございます。

第6号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置」について説明いたします。

本案件は、特定行政庁である豊田市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものです。

早速でございますが、議案書は23ページから25ページ、議案概要説明書は7ページをご覧ください。

申請者は、有限会社ワコー商事取締役、山本康浩。名称は、ワコー商事本社工場。敷地の位置は、豊田市御船町山ノ神56番119ほか1筆。敷地面積は3,108.36㎡でございます。施設は、新築の工場棟を含め3棟で、延べ面積の合計が1,534.36㎡でございます。処理能力は、廃プラスチック類を1日当たり5.68t、木くずを1日当たり6.84t破砕する計画でございます。

申請者である有限会社ワコー商事は、平成12年12月より豊田市西広瀬町において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けて、廃プラスチック類の破砕処理を行っておりますが、近年の増加傾向にある破砕需要に対応して事業内容を拡大するため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号19の総括図をご覧ください。

図面右上の建設地と示された部分が敷地の位置でございます。当該敷地は、豊田市の中心部より北東に位置し、豊田市役所から直線距離で約8kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号20の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。その周辺は山林となっております。

次に、図面番号21の計画図をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しております。赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分が建築物でございます。

敷地への出入りは、南東側の幅員16mの市道を予定しております。図面では黒い矢印で示してございます。敷地の外周部には、図面緑色で塗りつぶした部分に極力緑地を設け、周辺環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動等につきましてすべての環境目標をクリアしております。

また、豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例に基づき、申請者による周辺土地利用者等へ事業内容の事前説明を終えております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決させていただきます。

第6号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第6号議案につきまして都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第7号議案「衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」でございますが、この議案につきましては個人情報が含まれており、愛知県都市計画審議会運営規程第6条第1項第1号に該当いたしますので、本議案の審議は非公開で行うこととなります。よって、傍聴人の方々のご退席いただきますようお願いいたします。

（傍聴人退席）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 それでは、「衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 赤堀修一】 愛知県都市整備課長の赤堀でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第7号議案の「衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の事業計画に対する意見書」についてご説明いたします。

資料は、議案概要説明書の8ページ、図面番号は22番、23番及び別冊資料「衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について 資料一覧」、さらに別冊で意見書の写しという種類の3種類でございます。

モニターで参考図にあわせて表示してまいりますので、そちらもご覧いただきたいと思っております。

なお、本日は、黄色い表紙の別冊資料の12ページの差し替え資料を配付させていただきます。

ました。大変恐れ入りますが、現在の12ページにかわり、本日お配りした資料をご覧いただきたいと思います。

それでは、議案概要説明書の8ページをご覧ください。

本議案は、衣浦東部都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の事業計画の決定に当たりまして、土地区画整理法第55条第1項に基づき、2週間の縦覧を行ったところ、11通11名の方から意見書の提出がございましたので、土地区画整理法第55条第3項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。

まず、安城南明治第二土地区画整理事業の概要についてご説明いたします。

モニターをご覧ください。モニターで総括図をお示ししております。

安城南明治第二土地区画整理事業は、JR東海道本線の安城駅の南西で、安城市役所の東側に位置する赤色で囲んだ面積約3.3haの地区で、施行者は安城市でございます。

モニターで設計図をお示ししております。

青色の実線で示しております区域は、平成15年4月に安城南明治地区として面積25.2haで都市計画決定された区域でございます。当該区域は、安全快適な居住空間、防災機能の向上及び中心市街地の活性化を図るために、土地区画整理事業により整備する区域として安城市により都市計画決定されたものでございます。

図面下半分に、平成20年1月より実施されている安城南明治第一土地区画整理事業を赤色の破線で示しております。図面の中央より少し上に赤色の実線でお示ししているのは、本議案の対象地区であります安城南明治第二地区でございます。

なお、残った5.2haにつきましては、地元の熟度等を勘案し、段階的に事業を進める計画になっております。

続いて、区域内の主な公共施設ですが、東西の都市計画道路安城幸田線及び南北の南明1号線をはじめとする道路整備を行うとともに、1号広場、1号公園といった公共施設の整備改善を行うものでございます。また別途、安城市において中心市街地拠点施設整備をあわせて実施することにより、中心市街地の活性化に寄与する市街地整備を行うものでございます。

なお、中心市街地拠点施設につきましては、平成19年度に地元代表者等で構成された中心市街地拠点整備構想策定懇話会から拠点施設の整備方針についての提言が安城市長に提出され、その提言の趣旨を尊重し、安城市では平成19年度末に基本構想を策定しております。

基本構想では、拠点施設のコンセプトを「地域力を育む健康と学びの拠点」として、整備方針を「市民一人一人の生涯にわたる健康づくりを支援するための拠点」、「学びたい人に情報を提供し、その成果が発揮でき、市民の多様な交流が生まれる拠点」とされております。

平成20年度は、具体的な機能、規模を決定する基本計画を策定しているところと聞いております。中心市街地の活性化に寄与する集客能力を持つ公共施設を中心とした施設を検討していると考えております。

続きまして、意見書の概要についてご説明いたします。

平成20年11月4日から17日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、11通11名から意見書の提出がございました。このうち10通が事業に反対する趣旨の意見書でございます。1通が事業に賛成の意見書でございます。

別冊「意見書の写し」に11通の意見書の写しを載せてございます。

これらの意見書に対する知事の見解を別添資料一覧の3ページから13ページにわたりまとめさせていただきます。

次に、モニターで意見書の提出者の所在地について表示しております。

安城南明治地区として都市計画決定された区域のうち、主として御幸本町にお住まいの方から当該区画整理事業の区域の内外を問わず意見書の提出がなされている状況でございます。

それでは、意見書の内容及び知事の見解についてご説明いたします。

別冊資料3ページ目の意見書に対する知事の見解をご覧ください。

今回、さまざまな意見が提出されておりますが、そのうち、今回の事業計画に係る意見書としましては、事業区域の設定に係る意見、事業の目的、必要性に係る意見、平均減歩率や道路配置など設計に係る意見、それから、資金計画に係る意見がございました。

事業計画に係る意見以外に、個人の減歩負担に係る意見、安城市の姿勢に係る意見、まちづくり事業や更生病院の跡地利用に対する要望等が述べられております。

まず、事業計画に係る意見につきまして知事の見解をご説明いたします。

なお、各意見書にはそれぞれ幾つかの意見が述べられており、同様の意見を取りまとめたものをモニターに表示させていただきます。この先はモニターをご覧になりながら知事の見解についてお聞きいただきたいと思います。

それでは、事業計画に係る意見につきまして知事の見解をご説明いたします。

1つ目としまして、更生病院跡地のみの整備としてほしいということで、事業区域の設定に係る意見でございます。意見書としましては、意見書1の、8の の中で述べられております。

これらに対しまして知事の見解でございますが、施行地区につきましては、その地域に求められている整備の目的や計画のテーマに即して事業の効果が最大限かつ効率的に実現できるよう設定するのが望ましいと土地区画整理事業運用指針で示されております。

今回の施行地区は、平成15年4月に都市計画決定された施行区域内で、施行期間や地区の特性、地元の合意状況を考慮した上で、中心市街地の活性化に資する市街地の整備という整備目的を効果的にかつ効率的に実現できる区域を第二地区として設定したものであり、妥当な地区設定であると考えております。

また、施行区域のうち第一期、第二期から外れた区域につきましても、宅地の有効利用、高度利用の推進、安全で快適な居住環境、防災機能の向上などといった都市計画決定の目的の達成に向け、今後、地元の熟度等を勘案しながら、段階的に事業が進められるものと考えております。

続きまして、御幸本町は、これまで開発されていた他地区よりもすっきりしているとし、事業に反対するというご意見でございまして、事業の必要性に係る意見と考えられます。意見書としましては、意見書3の、5の をはじめ、モニターの下部に示しました意見書の中で述べられております。

これらに対する知事の見解をご説明します。

今回の事業は、平成15年4月に、土地区画整理事業によって公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、中心市街地の活性化に資する交流拠点の創出や宅地の有効活用、高度利用の推進、安全で快適な居住環境、防災機能の向上、さらには既存商店街の活性化をすることを目的として、中心市街地の整備を実施するため、都市計画決定がされております。

なお、意見書番号9の では、本事業を実施しても中心市街地拠点施設として活性化できる保証はないとした事業の目的に関する意見が述べられておりますが、南明治第二地区は、土地区画整理事業により公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることで中心市街地の活性化に寄与することを目的として事業を行うものであり、当事業により整備される更生病院跡地において、あわせて別途安城市が施行する地域力を育む健康と学びの拠点をコンセプトとする公共公益施設整備が予定されており、これらの事業は中心市街地の活

性化に寄与するものと考えられることから、妥当な計画であると考えております。

続きまして、事業計画の平均減歩率に対する意見でございます。安城市が第二地区の減歩率は第一よりも低いと発言したにもかかわらず、このような数値になっていることについて納得ができないとするものでございます。意見書としましては、6の、9のの中で同様の意見が述べられております。

減価補償金が発生する地区のことを減価地区と呼んでおりますが、安城南明治第一地区及び第二地区は減価地区であり、公共減歩率を低減し、減価補償金を支払わなくても済むように両地区とも公共施設用地のための先行買収を施行者である安城市が実施しております。

花の木の21.88%というのは、南明治第一地区において先行取得を実施した場合の平均減歩率でございます。一方、御幸本町の22.43%というのは、南明治第二地区における先行買収前の平均減歩率であり、先行買収後は、ここに、表にありますとおり18.02%となっております。

施行前の公共用地率等の地区の現状を勘案いたしますと、妥当な数字であると考えております。

次に、別冊資料一覧の12ページ目の差しかえとして本日お配りさせていただいた資料の意見書番号9番の意見書に対する見解をご覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、道路配置に係る意見と考えられるものでございます。区画道路8 3号と都市計画道路安城幸田線の交差点が都市計画道路安城幸田線と都市計画道路南明1号線の信号交差点近くに計画されていること、さらに区画道路10 1号が本地域の南北方向の生活幹線道路として機能を持っていることから、将来、都市計画道路安城幸田線との交差点において信号機の設置が予想されるとして、道路配置についての疑問を投げかけた意見でございます。

これに対しましては、本地区内の道路配置につきましては、都市計画道路安城幸田線、それから都市計画道路南明1号線を南明地区の骨格をなす幹線道路とし、通過交通の排除や地区内発生交通の安全で円滑な処理に配慮して計画されていると認められることから、妥当な計画であると考えております。

次に、事業計画の資金計画に係る意見でございます。

こちらにつきましては、意見書9のの中で述べられております。資金計画は、土地区画整理法施行規則第10条において、「資金計画のうち、収入予算においては収入の確実であ

ると認められる金額を収入金として計上しなければならない」と定められており、本事業計画においては、施行者である安城市が負担する計画とされており、適正な資金計画であると認められます。

なお、本地区は、既成市街地において中心市街地の整備を実施しようとする国の重点施策にも合致する事業であり、また、補助採択要件にも合致するということから、現在、補助採択に向けての要望や必要な協議を行っているところでございます。

以上により、今回の事業計画は妥当な計画であると考えられるところでございまして、それに対する意見書については採択すべきではないと考えております。

引き続き、今回の事業計画に対する意見ではないと考えられる他の3つの項目について簡単に説明させていただきます。

個人の減歩負担につきまして、意見書番号1の で述べられておりますが、事業計画書には、区画整理前後の宅地地積による平均減歩率を示しているところでありまして、各地権者の減歩率につきましては、今後作成される換地計画で定められるものであり、事業計画に係る意見ではないと考えております。

次に、安城市の姿勢につきまして、意見書番号3の をはじめとして多数の方から意見が述べられております。

御幸本町地区につきましては、平成15年4月の都市計画決定区域に含まれているものの、平成17年8月に事業廃止に係る陳情書等が住民342名から提出されており、その後の説明会において安城市が、「住民の反対を押し切って性急に事業化はできない。花の木、末広地区の区画整理終了後、改めて住民と協議する」と言ったにもかかわらず、今回、御幸本町の一部の区域で事業を進めようとしている姿勢に対して不信感があるというものでございます。

先ほども施行地区の設定や事業の必要性で説明しましたとおり、安城南明治地区は平成15年4月に都市計画決定されており、この目的を実現するため、事業の効率性や地元の熟度等を勘案しながら段階的に土地区画整理事業を進めようとするものであり、妥当な進め方であると考えております。

しかしながら、安城南明治第二地区の今後の円滑な事業の執行や、第一期、第二期から外れた区域における土地区画整理事業の事業化のためには、都市計画や土地区画整理事業に対する理解を深めていただくことが重要であると考えておりますので、安城市に対しまして事業に対する理解を得るため、さらなる地権者との話し合いに努めるよう申し伝えて

まいりたいと思っております。

最後に、意見書番号3の や4の 等につきましては、まちづくり事業全般に係る要望や、更生病院跡地の整備のあり方についての要望、事業推進の要望と考えられることから、今回の事業計画に係る意見ではないと考えております。

よって、どの意見についても今回の事業計画に関する意見ではないと考えているところでございます。

以上で第7号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員(愛知県議会議員 伊藤勝人)】 伊藤であります。

結論はそれでいいだろうというふうには思いますけども、最後に述べられましたように、安城市が権利者の皆さん方によくわかるように、何遍も何遍も説明をしてあげるようにさらなる努力をお願いしていただきたいと思っております。

といいますのは、私は春日井市選出の議員でありますけども、私どものまちは、区画整理に対しては今までたくさん行ってまいりました。その中で、私も何度も区画整理に携わってきましたけども、公施行と、そして組合施行の違いは、組合施行の皆さん方は、一日も早くしまわないと経費の面で大変だというようなことがありまして、地主の皆さん方が近所の方ですから、いや、もうこの辺でどうだ、区画整理で条件が悪ければ、だれも最後しまわさせてくれへん、判なんか押してくれやへん。けども、みんな結果としてよかったからなというようなことで説得して、毎晩毎晩歩いたというような記憶があります。そんなようなことも含めて、公施行ですとどうしても、今、知事の見解という文書化されていますけども、ある意味で権利者の皆さん方から見ますと、木で鼻をくくったような感覚に受けとめられがちだというふうに思っています。そのことがありますので、安城市の方々が、より権利者の皆さん方に親切丁寧に説明をしていただけるようにご指導いただけるようお願いを申し上げて、意見だけ申し上げさせていただきました。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

特段ご回答はないですね。よろしいですか。

【都市整備課長 赤堀修一】 どうもご意見ありがとうございます。私どももそういうふう考えておりますので、しかも、この地区については、我々もいろんな資料を取り寄

せて、どれくらい地元説明をやったかという資料もあるんですけど、結構やっているという事で、まだこれからも事業をやっていかなければならないし、そういうことで一生懸命これからもさらなる説明をやるようにということで申し伝えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほか、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほか、ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第7号議案につきましては、意見書は採択すべきでないとしてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては意見書は採択すべきではないと議決いたしました。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。大変ご熱心にご審議をいただきましてまことにありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 ありがとうございます。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。

（閉会 午後2時07分）